

## 令和2年度 大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組み

目的	主な取組み内容
<p>1. 市町村の虐待対応力の向上</p> <p>(1) 通報受理から終結に至るまでの虐待対応</p> <p>(2) 虐待の早期発見、未然防止</p>	<p>※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により年間予定を一部変更して実施しています。</p> <p>①市町村職員向け虐待対応研修の強化</p> <p>⇒基礎研修（令和2年度は書面開催） 講義：障害者虐待防止法の理解、虐待対応における権利擁護の視点、等 演習：事例を用いた初動期対応に関する個人ワークの実施</p> <p>⇒現任研修（令和2年度は研修プログラム及び日程を一部変更） 管理職及び現任者向け 弁護士による講義（市町村の責務）、社会福祉士による講義（成年後見制度）、府女性相談センターによる講義（DVの理解と障がい者虐待との連携）のほか、わかりやすい情報提供に関する講義や大阪府警、大阪労働局による講義を実施。</p> <p>②障がい者虐待対応市町村検討会の継続</p> <p>⇒市町村職員／虐待防止センター職員が、自主的に研修できるような取組みに資するため、障害者虐待防止法および法に基づく対応について、基礎的知識や、事例を通じた虐待対応等が学べるような研修テキストの作成のため開催。（令和2年度は書面開催） 使用者虐待に係るテキストについて、市町村及び大阪労働局の助言を受け作成。</p> <p>③専門性強化事業の実施</p> <p>⇒市町村における困難事例について、弁護士、社会福祉士より助言を受ける。 ＜令和2年度実績＞ 6件（令和3年2月末時点）</p> <p>④自立支援給付支給事務等における市町村指導の実施</p> <p>⇒市町村が障がい者虐待の対応を適切に行えるよう、市町村の課題等を把握し、必要な事務手続きの周知徹底とともに、助言及び協議・調整等を行う。 （府が策定する市町村指導実施計画に基づき、実地にて実施） ＜令和2年度実績＞ 虐待項目の指導実施 7市</p>

# 令和2年度 大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組み

目的	主な取組み内容
<p>2. 障がい福祉サービス事業所の虐待防止</p>	<p><b>⑤事業所職員向け虐待防止研修の実施</b>            ⇒主に管理者や責任者を対象とし、YouTube動画(動画計10本)やe-ラーニング等を活用して、講義・個人ワーク含む演習について、Web上で研修を実施。            弁護士、学識、団体関係者らに加え、平成28年度より民間施設長を府研修の講師として起用。</p> <p><b>⑥事業所に対する実地指導</b>            ⇒全事業者を対象とした集団指導・・・行政処分事案の周知や虐待防止に関する講義等を実施            個々の事業者に対する計画的な実地指導・・・人権に関わる研修や虐待認定後の改善状況の確認</p>
<p>3. 関係機関との連携</p>	<p><b>⑦使用者虐待における大阪労働局との連携</b>            ⇒大阪労働局担当者との定期的な実務者会議の開催や、大阪方式の使用者虐待対応システムによる大阪労働局・市町村・府の連携した調査及び対応の実施。</p> <p><b>⑧DV対応、成年後見に関する連携</b>            ⇒大阪府「女性に対する暴力」対策会議へ参画し、関係機関相互の連携のあり方等を検討。            「令和2年度女性に対する暴力をなくす運動」について、障がい者虐待防止推進部会委員及び市町村障がい福祉主管課へ周知し、協力を依頼。            ⇒市民後見人養成講座にて障害者虐待防止法等についての講義を実施。</p> <p><b>⑨大阪府障がい者自立相談支援センターの取組み</b>            ⇒センターが主催する市町村障がい福祉担当新任職員向けの研修において、障がい者手帳申請等の窓口対応の場面での気づきにつながるよう、障がい者虐待に関する講義を実施。(令和2年度は資料提供のみ)</p>

## 障がい者虐待防止・権利擁護研修 <令和2年度の新たな取組みの概要>

- ◆これまでの受講者アンケートや部会での委員意見をふまえ、研修プログラムを改訂し、新しいテーマを導入。
- ◆新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、集合型研修からオンライン研修に変更して実施。  
YouTube動画やe-ラーニングを活用し、繰り返し視聴し学ぶことのできる研修資料を提供。
- ◆学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等において、障がい者虐待防止に関する理解を深めるため、庁内所管課宛てに研修の周知を依頼。

### 新しい研修テーマの導入(市町村研修)

- ◎事業所における実際の権利擁護の取組みや支援の内容をより理解するため、その視点をもとにした施設管理者による講義、「障がい者虐待対応における権利擁護の視点」を導入。
- ◎障がいのある方を対象にした研修の取組みから、わかりやすい情報提供の方法を学ぶ講義、「主に知的障がいのある人を対象とした障がい者虐待防止研修(わかりやすい情報提供)」を導入。

### 理解度チェックe-ラーニングの実施(事業所研修)

- ◎研修の理解度を自己点検する10問の理解度テストをe-ラーニングで実施。
- ◎研修のポイントを振り返るとともに、事業所内での伝達研修の際にも資料として活用いただけるよう工夫。

### YouTube動画等による研修実施(事業所研修)

- ◎講義・演習各5本のYouTube動画を作成し、時間を問わず受講できるオンライン研修。
- ◎これまでのグループワークは個人ワークとして実施。  
ワークにおける多様な意見や考え方の一例は動画中で紹介し、個人ワークでも他の意見に触れ、理解を深められる一助となるよう構成を工夫。

### 学校、保育所等、医療機関、 放課後児童クラブ等への周知(事業所研修)

- ◎厚生労働省の依頼に基づき、学校、保育所等、医療機関、放課後等児童クラブ等においても障がい者虐待防止の意識を醸成し、間接的防止措置を適切に果たすことができるよう、庁内関係課宛てに研修資料の活用について周知依頼。

## 障がい者虐待防止・権利擁護研修 <実績①>

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により  
研修日程やプログラムを変更して実施しています。

### 1. 市町村・虐待防止センター対応職員コース内容(基礎研修・現任研修)

	基礎研修	現任研修
対象者	市町村障がい福祉担当課職員または 市町村虐待防止センター職員（主に新任者）	市町村障がい福祉担当課職員または 市町村虐待防止センター職員（主に管理者・現任者）
研修日程	書面開催	講義1日
目的	市町村においては、専門職の専従配置が難しく、新年度人事異動後の虐待対応新任者への研修として位置づけ、継続的な支援を行えるよう年度当初に実施。 法の主旨、制度内容を理解し、基本的な対応スキル、特に初動期対応に重点を置き学ぶ。	養護者虐待だけでなく、施設従事者等による虐待や、複層的な要因が絡む困難事例に対処できることを目的としており、国研修の内容等を考慮し、管理者及び現任者を対象として実施。
カリキュラム	講義	「障がい者虐待対応における市町村の責務」 「大阪府における障がい者虐待防止の取組みと対応状況」 「施設従事者による障がい者虐待の対応」 「使用者による障がい者虐待の対応」 「警察における障がい者虐待の対応」 「労働局における障がい者虐待の対応」 「市町村における虐待防止の取組み」
	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護者虐待に係る事例を通じた演習</li> <li>・障がい者虐待対応の流れ、市町村・虐待防止センター担当職員の役割など、マニュアルに沿った場面設定に基づいて、基本的な対応を個人ワークで習得する。</li> </ul>
実績	受講者数 平成29年度：93名 平成30年度：89名 令和元年度：75名 令和2年度：書面開催	受講者数 平成29年度：175名 平成30年度：120名 令和元年度：128名 令和2年度：74名

## 障がい者虐待防止・権利擁護研修 <実績②>

### 2. 障がい福祉サービス事業所等コース

- 国研修受講者及び外部講師(民間施設長)を指導者にした、講義及び演習形式の研修を実施。虐待防止法の理解や、管理者の責務等をテーマとし、受講後は事業所等において、虐待防止(伝達)研修の実施や、虐待防止委員会の設置を推奨。
- 平成28年度より、民間の障がい福祉サービス事業所の管理者等を国研修に派遣し、府での演習講師として起用。令和2年度においても同様に、職場環境づくりや人材育成の重要性をテーマに、事業所内での具体的な取組みについてご講義頂いた。  
また、従来のグループワークは個人ワークに変更して実施。事例をもとに、虐待の芽や通報義務の履行等、管理者として必要な視点を学ぶ内容を盛り込んだ。

対 象 者	障がい福祉サービス事業所等職員（主に管理者・責任者）
カリキュラム	<p>講義（動画5本）：「障がい者の権利擁護」「家族の思い」 「障がい者虐待防止のポイント及び大阪府の状況について」 「障害者虐待防止法の理解」「施設管理者の責務」</p> <p>演習（動画5本）：「『虐待の芽』について」「管理者としての対応（通報義務）」 「未然防止・再発防止策について」「職場環境づくり」 「人材育成について」</p> <p>e-ラーニング：講義及び演習の理解度チェック</p>
開 催 時 期	動画公開期間：令和2年12月10日～令和3年1月22日
過 去 実 績 (受講者数)	<p>平成29年度：1,072名 平成30年度：996名 令和元年度：1,243名 令和2年度：1,326名（※令和2年度は受講決定通知メール送付者数を計上）</p>



## 障がい者虐待防止・権利擁護研修 <今後に向けた検討>

### 現状の研修における課題

- ・これまでの研修受講者アンケート等によるニーズや国研修のプログラム、虐待発生要因分析を反映させた、研修プログラムやテーマの定期的な見直しの必要性。
- ・障がい福祉サービス事業所等において、運営基準改定に伴って事業所内での虐待防止委員会の設置や虐待防止研修の実施が必須となることによる、府主催の虐待防止・権利擁護研修のニーズの増大。

### 新しい研修テーマの導入

- ・「アンガーマネジメント」
- ・「職員に向けたメンタルヘルスの取り組み」

主に事業所において、職員のケアを行うためのテーマを実施し、虐待につながりうる要因を軽減する狙い。  
令和3年度より事業所向け研修に導入予定。

### 受講環境の整備

- ・新規指定の事業所や、虐待事案のあった事業所への積極的な受講勧奨
- ・受講がかなわなかった事業所への資料提供等、フォロー方法の検討

### 事業所内での自主的な研修の促進

- ・既存の研修資料を補助する大阪府独自ツール等の作成
- ・事業所が主体となって行う虐待防止研修への取り組みやすさ向上をめざす

## 障がい者虐待対応市町村検討会 <実績>

### <市町村検討会(旧名称:市町村ワーキング)の概要>

- ・政令2市及び府域の各圏域から1市町村ずつに参画を依頼し、大阪府を事務局として構成。
- ・市町村における虐待対応力向上のため、年度ごとにテーマを検討し運営。

### <これまでの市町村検討会の経過>

平成28～29年度

市町村における虐待対応終結事例の検証の実施

【成果】参画市の虐待対応力向上

【課題】検証で得た内容の全市町村への還元  
⇒全市町村が自主的に対応力向上に  
取り組める研修ツール等の必要性

平成30～令和元年度

市町村職員に向けた虐待対応テキストの作成

参画市町村で対応した具体的な事例を交えた  
研修テキストを作成  
⇒平成30年度:養護者による虐待  
令和元年度:施設従事者等による虐待

### 令和2年度 利用者による虐待対応のためのテキスト作成

- ◇利用者による虐待対応のための研修テキストを、「利用者虐待における対応スキームと実務編」として作成。  
(令和3年2月26日、府内市町村あて情報提供)
- ◇参画委員市より提供のあった事例を交えて、実務的な知識や判断の視点、対応方法のポイントを整理。

#### <大阪労働局との連携>

- ◆アドバイザーとして参画いただき、労働相談票による報告をはじめ、対応や連携のポイントについて助言いただく。
- ◆「就労継続支援A型事業所」における対応について、2事例を用いて特に具体的に記載。

### 平成30～令和2年度 3か年の成果

- ◆養護者・施設従事者等・利用者、それぞれの虐待対応における研修テキストについて、全3編構成として完成
- ◆府内全市町村へ研修テキストを配布し、対応力向上に向けて積極的な活用の呼びかけ  
⇒市町村における研修テキストの更なる活用につなげるため、市町村職員向け研修で研修テキストの具体的な活用方法を伝達するなど検討中。引き続き、虐待対応力向上に向けた取組みを検討する。

## 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応について

### ◇実務フロー(通報から権限行使まで)

虐待防止センターの役割: 通報受理 → 事実確認等 → 虐待認定・改善指導

指定権者の役割 : ※必要に応じて事実確認から介入 → 権限行使

虐待認定の結果や苦情等により  
実地指導等を実施

### ◇各指定権者による事業所への対応

集団指導(全事業者対象) ⇒ 行政処分事案の周知や虐待防止に関する講義等を実施

実地指導(訪問等により個々に対応) ⇒ 人権に関わる研修や虐待認定後の改善状況の確認

### ◇平成30年度虐待件数と事業所数との比較

	虐待件数	全事業所数※1	事業所数			発生率 ※2
			生活介護	共同生活援助	放デイ	
全国	592	148,715	8,268	8,643	13,980	4.0%
東京	45 (全国3位)	12,156	445	735	873	3.7%
愛知	48 (全国2位)	8,149	589	425	785	5.9%
大阪	61 (全国1位)	18,744	844	687	1,396	3.3%

※1 令和元年10月1日現在の障害福祉サービス等事業所数(障害者支援施設等および障害者支援施設の昼間実施サービスを除く)

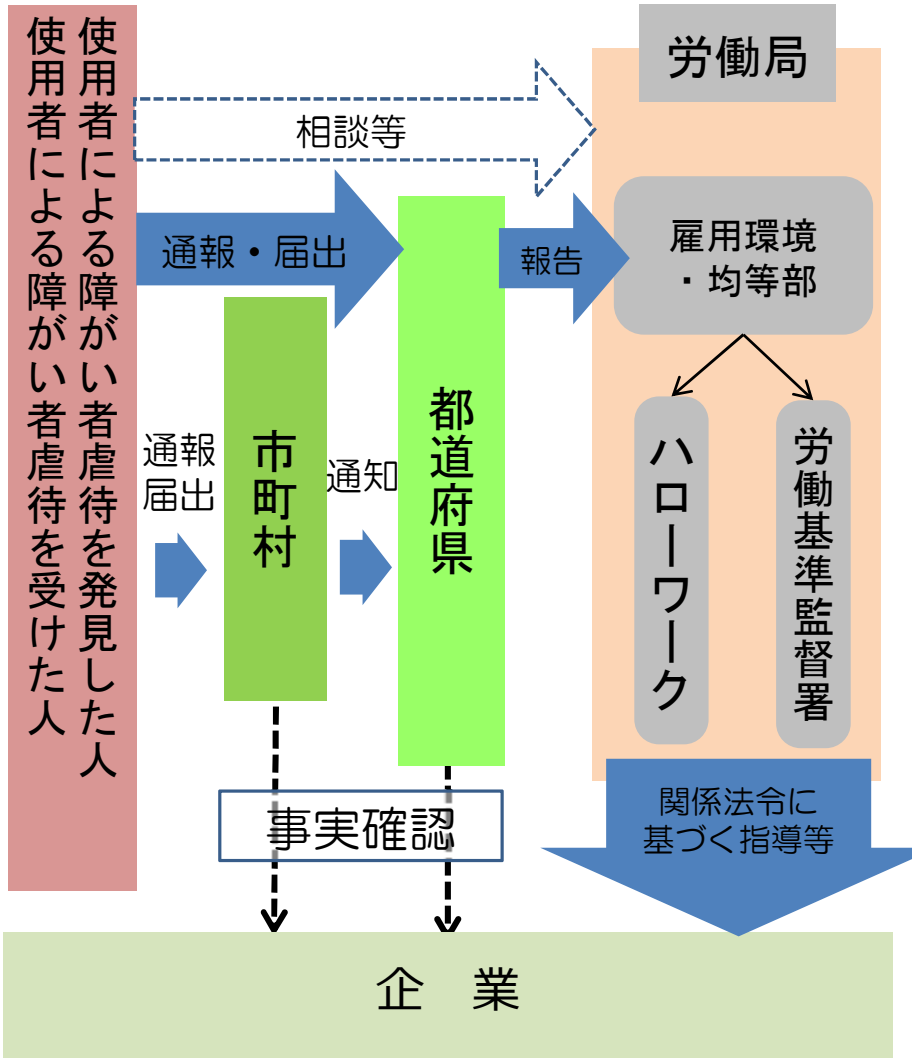
出典:統計で見る日本(<https://www.e-stat.go.jp/>)

※2 算出方法:虐待件数/全事業所数×1000

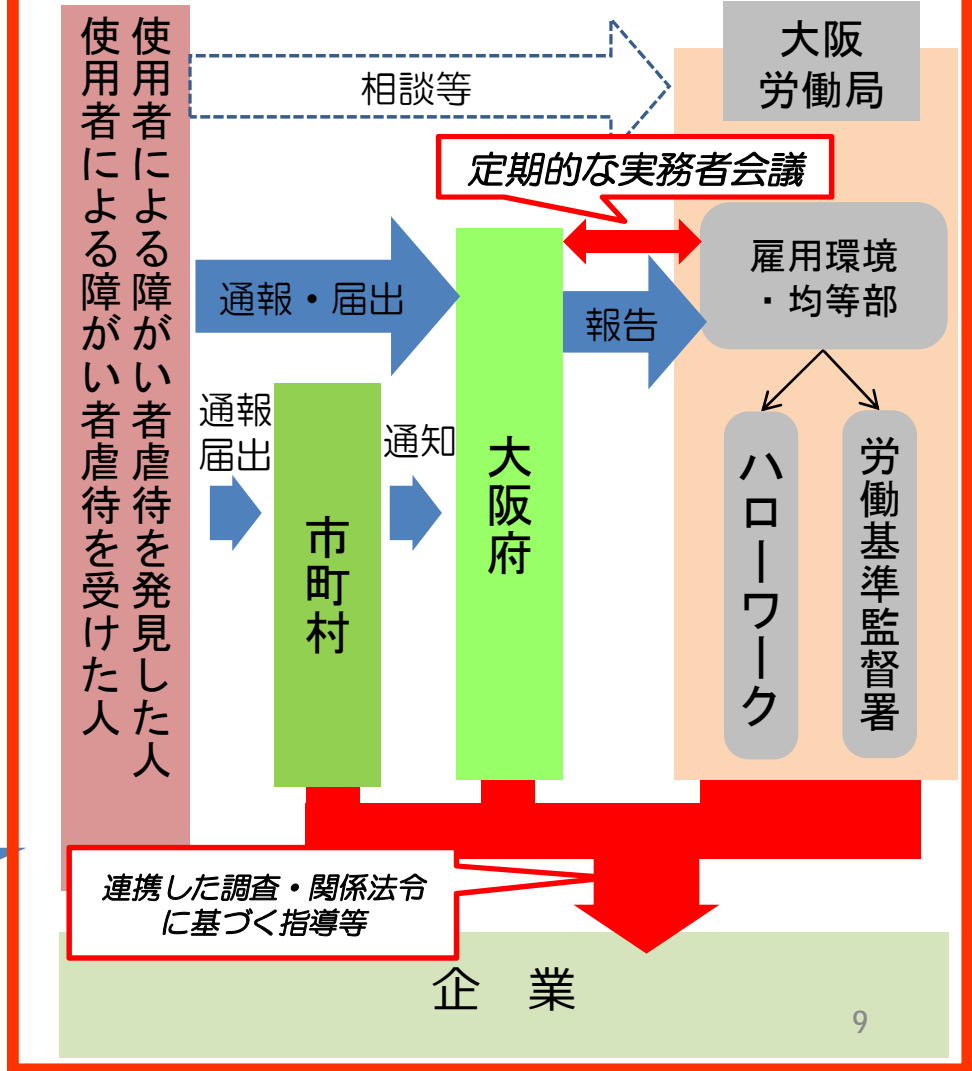


使用者による虐待への対応について <対応スキームの比較>

使用者による障がい者虐待への対応  
(厚生労働省スキーム)



使用者による障がい者虐待への対応  
(大阪方式)



市町村への後方支援対応状況 <各市町村の第6期障がい福祉計画をふまえて>

障がい者虐待防止にかかる現状と課題

市町村障がい者計画をふまえ、府内全市町村における、障がい者虐待防止のネットワーク構築・整備（H30年度国調査時点：27／43市町村）

障がい者虐待防止ネットワークの構築・整備を促進。

構築・整備が進んでいない市町村における課題の抽出。

取組みの進んでいる市町村をモデルケースとした、ネットワーク整備のためのノウハウの共有。

障がい者虐待対応課以外での虐待の芽への気づき（障がい者手帳申請の場面など）など、全体の対応力向上

府障がい者自立相談支援センターとの情報共有や協働。

市町村における連携の一例となるよう、取組みを引き続き検討する。

市町村における対応力の、全体的な底上げを図る。